

議案第 17 号

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

川崎市国民健康保険条例（昭和 33 年川崎市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 1 1 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第 35 条の 2 第 6 項」を「附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第 35 条の 2 の 6 第 1 1 項若しくは第 15 項又は第 35 条の 3 第 1 1 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 1 5 項又は第 35 条の 3 第 1 3 項若しくは第 15 項」に改め、「附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項（同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合

を含む。第32条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第32条第1項第1号中「また」を削り、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改め、「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例第14条第2項及び第32条第1項第1号の規定(特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額に関する部分を除く。)は、平成29年度分の保険料から適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第14条第2項及び第32条第1項第1号の規定（特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額に関する部分に限る。）は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の所得割額及び減額賦課に係る算定方法を改めるため、この条例を制定するものである。